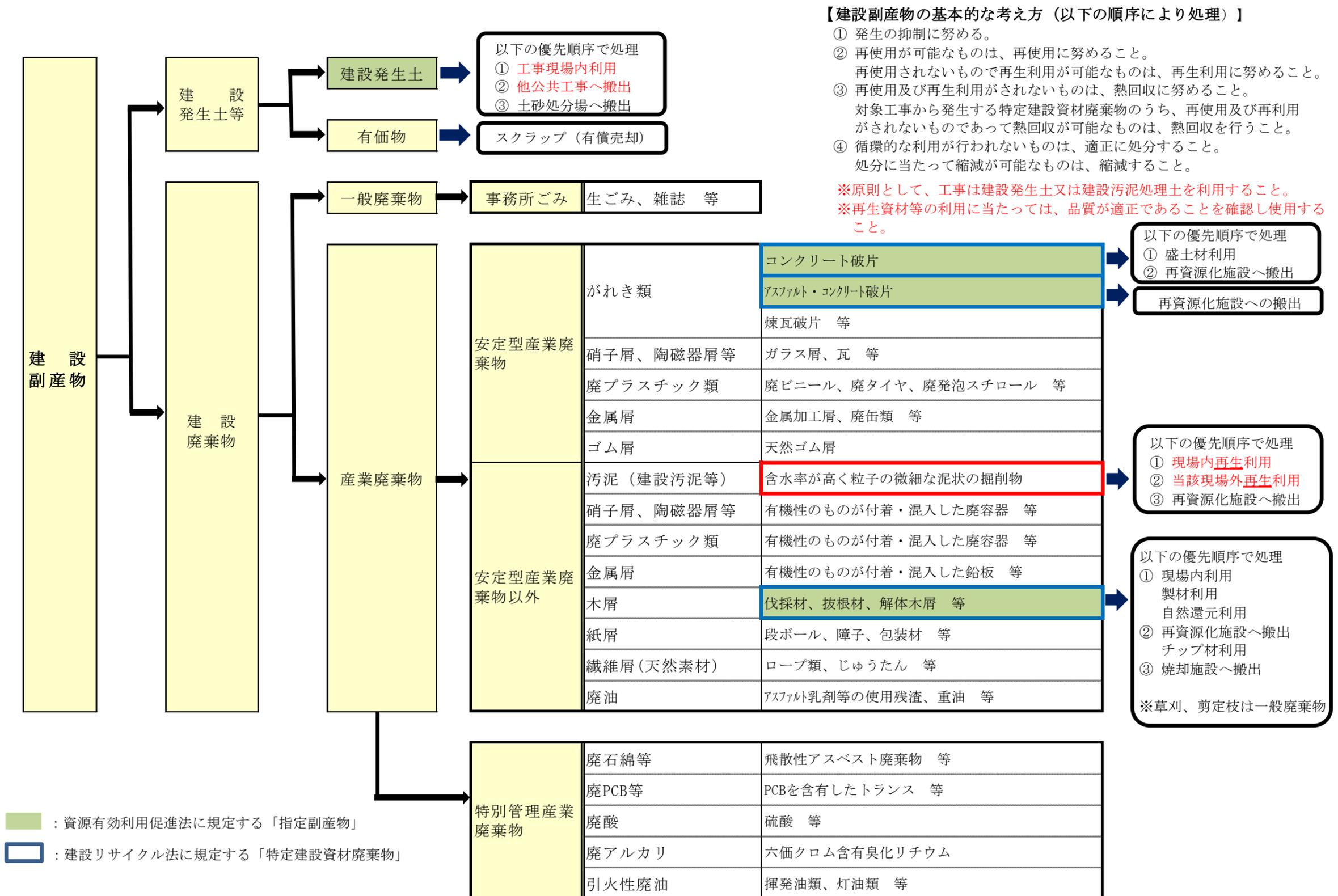


鹿児島市建設局における再生資源活用工事実施要領 概要図



【建設副産物の基本的な考え方 (以下の順序により処理)】

- ① 発生の抑制に努める。
- ② 再使用が可能なものは、再使用に努めること。
再使用されないもので再生利用が可能なものは、再生利用に努めること。
- ③ 再使用及び再生利用がされないものは、熱回収に努めること。
対象工事から発生する特定建設資材廃棄物のうち、再使用及び再利用がされないものであって熱回収が可能なものは、熱回収を行うこと。
- ④ 循環的な利用が行われないものは、適正に処分すること。
処分に当たって縮減が可能なものは、縮減すること。

※原則として、工事は建設発生土又は建設汚泥処理土を利用すること。
※再生資材等の利用に当たっては、品質が適正であることを確認し使用すること。